

広島県水道広域連合企業団土木工事成績評定基準

令和5年4月1日制 定

(目的)

第1条 この基準は広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の所掌に属する土木工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、次の考查項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考查項目 細 別

- (1) 施工体制 ①施工体制一般 ②配置技術者
 - (2) 施工状況 ①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
 - (3) 出来形及び出来ばえ ①出来形 ②品質 ③出来ばえ
 - (4) 工事特性
 - (5) 創意工夫
 - (6) 社会性等
 - (7) 法令遵守等
- 法令遵守等 ②評価内容の担保（総合評価方式による発注の場合）

(評定者)

第4条 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び立会人とする。

検査員とは、土木工事検査要綱第3条第3項又は第4項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは、土木工事検査規程第9条第1項の定めにより立会する場合はその監督職員とし、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員又は主任監督員に指定された職員とする。土木工事検査規程第9条第2項の定めにより立会する場合はその職員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第2項又は第4項の定めにより中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5条 完成検査における評価は、別に定める「工事成績評価の審査項目別運用表」並びに「記入方法及び留意事項」に基づいて、「工事成績評価表」及び「細目別評価点採点表」を作成する。

2 中間検査における工事成績の評価は、別に定める「工事成績評価の審査項目別運用表」並びに「記入方法及び留意事項」に基づいて、「工事成績評価表」を作成する。

3 完成検査における総括監督員及び立会人である評価者は、検査員の評価に先立って評価を行うものとする。

4 検査員である評価者は、中間検査において評価を行う場合は、当該工事の監督職員から施工体制及び施工状況等について確認し評価する。

5 評価者は、別に定める「工事成績評価の審査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

6 所見は、評価にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。

7 評価に当たっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別に定める「工事関係書類一覧表」により、発注者へ提出、提示する書類の「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

(評価結果の提出)

第6条 検査員である評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評価表」、「細目別評価点採点表」及び「工事成績評価の審査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条、第38条関係）に付して提出するものとする。

(評価の結果の通知)

第7条 発注者は、完成検査の終了後、評価者から評価結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評価の結果を通知するものとする。

(評価の修正)

第8条 発注者は、第7条の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（企業団の休日を定める条例に定める「企業団の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評価の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。
- 3 この基準は、施行日から令和8年3月31日までの間は、本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の契約規則、財務規則等をこの規程とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の契約規則、財務規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。